



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 比較.com 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡邊 哲男  
(コード番号 2477 東証マザーズ)  
問合せ先 管理部マネージャー 佐藤 邦彦  
(TEL . 03 - 5447 - 6690 )

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 . 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式の売買単位を 100 株とするため、1 株につき 100 株の割合をもって当社発行の普通株式の分割を実施するとともに、単元株式を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

#### 2 . 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数（平成 25 年 5 月 20 日現在）

分割前の発行済株式総数	:	32,382 株
今回の分割により増加する株式数	:	3,205,818 株
分割後の発行済株式総数	:	3,238,200 株
分割後の発行可能株式総数	:	10,000,000 株

##### (3) 分割の日程

基準日公告	:	平成 25 年 6 月 14 日（金曜日）
基準日	:	平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）
効力発生日	:	平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）
新規記録日	:	平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

当日は、振替機関および口座管理機関の休業日につき、実質上の基準日は平成 25 年 6 月 28 日（金曜日）となります。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日：平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）

(注) 本単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

第 6 条および第 7 条の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000 株とする。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000 株とする。</u>
(新設) 第 7 条～第 41 条 (条文省略)	(単元株式数) <u>第 7 条 当社の単元株式数は、 100 株とする。</u>  第 8 条～第 42 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則 第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにそれに 伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 7 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生日をもっ てこれを削除する。</u>

### 5. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

以上